

現在・将来の空き家問題に関する意識調査ご協力のお願い

日頃より宇治市の市政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

近年、全国的に空き家の問題が深刻化しており、平成 25 年に総務省統計局が実施した調査によると、全国の空き家数は 820 万戸にも及び住宅総数の約 13.5%を占めております。そのような中、平成 27 年 5 月には「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、適切な管理が行われていない空き家に対し行政が指導等を行ったり、空き家の利活用について記載した計画を策定したりすることが出来るようになりました。

宇治市においても、「宇治市空き家等の適正管理に関する条例」を平成 27 年 1 月に施行し、空き家の適正な管理を推進しているところですが、このたび、空き家問題に対する総合的な対策計画として「宇治市空き家等対策計画」を策定することとなりました。

今回の調査は、空き家を所有している方、近くに空き家がある方、将来空き家を所有する可能性がある方などを含め、広く市民の皆様のご意見やお考えを伺い、本計画策定のための基礎資料として活用するために実施させていただきました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、本アンケートにご協力いただきますようお願い申し上げます。

- ご記入いただきました情報につきましては適切に管理し、目的外に使用することはありません。
- ご記入が終わりましたら、この調査票を同封の返信用封筒で平成30年〇月〇日(〇)までにご投函ください。(切手は不要です。)
- 内容などについて不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
(お問合わせ先)

問1) あなた自身について

問1.1) お住まいの地域を以下からお選びください。(1つ選択)

- | | | | | |
|------|-------|------|-------|-------|
| ①池尾 | ②伊勢田町 | ③宇治 | ④大久保町 | ⑤小倉町 |
| ⑥折居台 | ⑦五ヶ庄 | ⑧木幡 | ⑨志津川 | ⑩白川 |
| ⑪神明 | ⑫炭山 | ⑬寺山台 | ⑭天神台 | ⑮菟道 |
| ⑯南陵町 | ⑰二尾 | ⑱西笠取 | ⑲羽戸山 | ⑳羽拍子町 |
| ㉑東笠取 | ㉒平尾台 | ㉓開町 | ㉔広野町 | ㉕琵琶台 |
| ㉖榎島町 | ㉗明星町 | ㉘安田町 | ㉙六地蔵 | |

問1.2) あなたの年代を以下からお選びください。(1つ選択)

- | | | | | |
|------|------|------|--------|--|
| ①10代 | ②20代 | ③30代 | | |
| ④40代 | ⑤50代 | ⑥60代 | ⑦70代以上 | |

問1.3) あなたを含めたご家族の人数を教えてください。(1つ選択)

- | | | | |
|-----|-----|-------|--|
| ①1人 | ②2人 | ③3人 | |
| ④4人 | ⑤5人 | ⑥6人以上 | |

問1.4) 家族構成を教えてください。(1つ選択)

- | | | | |
|-------|----------|-----|--|
| ①単身 | ②夫婦のみ | ③親子 | |
| ④親子三代 | ⑤その他 () | | |

問2) 現在あなたが居住しているお住まいについて

問2.1) お住まいの種別を教えてください。(1つ選択)

- | | | |
|----------|----------|--|
| ①持家の一戸建て | ②賃貸の一戸建て | |
| ③分譲マンション | ④賃貸の共同住宅 | |
| ⑤その他 () | | |

問2.2) 問2.1で①持家の一戸建てを選択した方にお聞きします。

お住いの所有者を教えてください。(1つ選択)

- | | | | |
|----------|-----|-------------|--|
| ①自分 | ②親族 | ③知らない、分からない | |
| ④その他 () | | | |

問2.3) 居住期間を教えてください。(1つ選択)

- | | | |
|-------------|-------------|--|
| ①5年未満 | ②5年以上10年未満 | |
| ③10年以上15年未満 | ④15年以上20年未満 | |
| ⑤20年以上 | | |

問4.3) 問4.2で①気になるを選択した方にお聞きします。

近所の空き家のどのような点が気になりますか？（1つ選択）

- ①不審者が住み着くなどの防犯上の危険がある
- ②放火などの危険がある
- ③草木が放置されることによる景観が損なわれる
- ④動物のすみかとなる
- ⑤地域の資産価値が低下する
- ⑥土地や住宅が活用されず、地域コミュニティの活力が低下する
- ⑦その他（)

問5) 空き家の所有について

問5.1) 現在、空き家を所有していますか？（1つ選択）

- ①宇治市内に所有している
- ②宇治市外に所有している
- ③所有していない

問5.1で③所有していないを選択された方は問7へお進みください。

問5.2) どれくらいの期間空き家になっていますか？（1つ選択）

- ①3年未満
- ②3年以上5年未満
- ③5年以上10年未満
- ④10年以上

問5.3) 空き家になった主な原因はなんですか？（1つ選択）

- ①居住者の死亡
- ②転居
- ③居住者の入院、施設入所等
- ④老朽化
- ⑤借り手や買い手が見つからない
- ⑥その他（)

問5.4) 空き家の管理はどうされていますか？（1つ選択）

- ①自分や親族が定期的に管理している
- ②自分や親族が不定期に管理している
- ③専門業者に管理を委託している
- ④ほとんど何もしていない
- ⑤その他（)

問5.5) 空き家を活用する意向はありますか？(1つ選択)

- ①自分や親族などが住む
- ②住宅を親族以外に売却する
- ③借家として賃貸する
- ④別荘・セカンドハウスなどとして利用する
- ⑤空家のままにしておく
- ⑥さら地にする
- ⑦その他 ()

問5.6) 所有している空き家の維持管理について、悩みはなんですか？(1つ選択)

- ①管理の手間がかかる
- ②管理の費用がかかる
- ③身体的、年齢的に大変
- ④現住所から建物までの距離が遠い
- ⑤管理者を探すのが難しい
- ⑤その他 ()

問6) 宇治市では、空き家の所有者が1度だけ無料で専門家に解体や売買、活用などを相談することが出来る「宇治市空き家アドバイザー制度」があります。

問6.1) 空き家アドバイザー制度をご存知ですか？

- ①知っている
- ②知らない

問6.2) 今後、空き家アドバイザー制度を利用したいですか？

- ①ぜひ利用したい
- ②利用する予定はない
- ③利用するかわからない

問6.3) 問6.2で②利用する予定はない③利用するかわからないを選択した方にお聞きします。

空き家アドバイザー制度を利用する予定する予定はない、
利用するかわからない理由はなんですか？(1つ選択)

- ①制度を知らなかったから
- ②1回だけだから
- ③知り合いの業者がいるから
- ③その他 ()

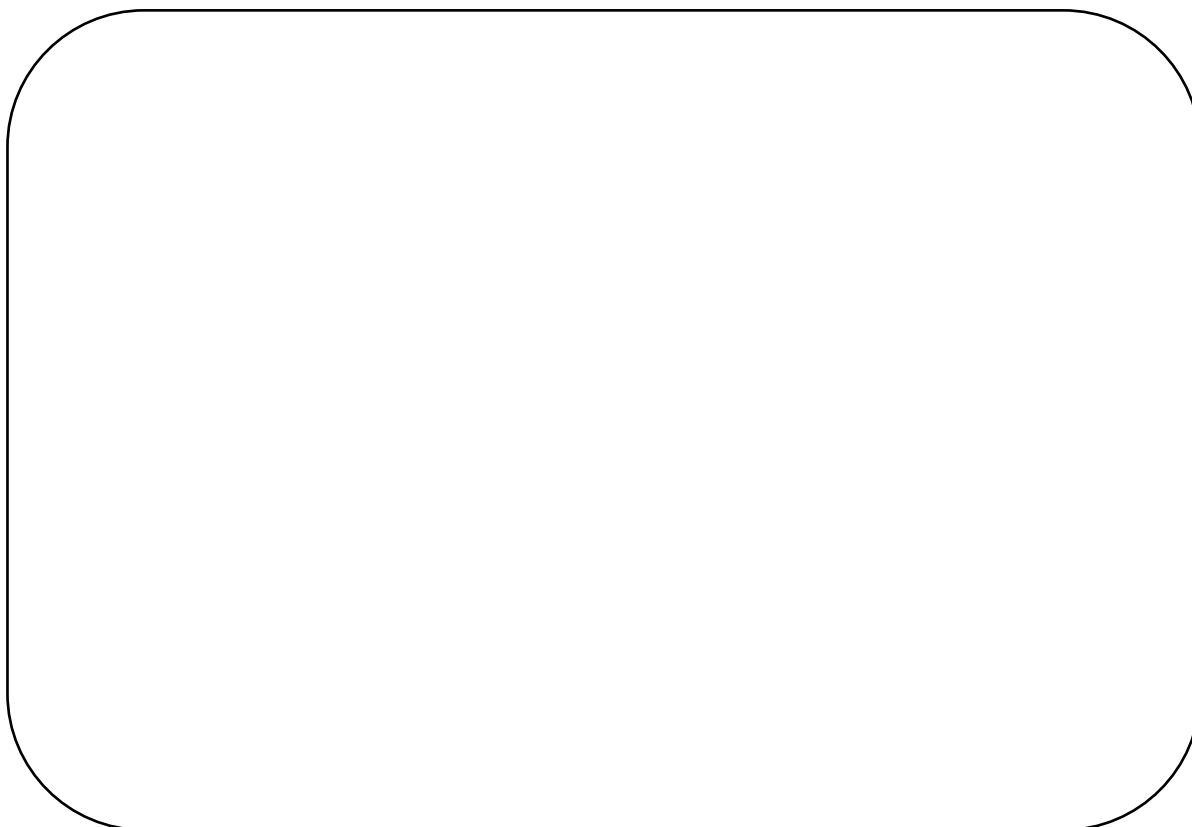
問7) 空き家を生まない、又は解消するために必要な行政の施策に適すると思われるものはなんですか？(3つまで選択)

- ①空き家に関する広報の実施
- ②空き家バンク(空き家の所有者と利用希望者とのマッチング事業)
- ③登記や相続などの相談会
- ④専門家の紹介
- ⑤行政やNPOの事業で活用
- ⑥その他()

問8) 空き家の活用方法について適すると思われるものはなんですか？(3つまで選択)

- ①賃貸住宅
- ②店舗・事務所
- ③地域の交流スペース
- ④起業家支援スペース
- ⑤福祉施設
- ⑥その他()

問9) 空き家に関することについて自由にご記入ください。



ご協力ありがとうございました。